

## 平成26年度第1回 久留米市建築審査会 議事録

日時 平成26年5月21日(水) 15:00~16:00

場所 市庁舎3階 307会議室

出席者 [審査会] 大森会長・武藤委員・廣畑委員・大貝委員・吉村委員・石塚委員・趙委員  
[事務局] 本山課長・高田補佐(司会)・井上補佐・中司主査・上野

### 1. 議事審議 議案の説明

【建築基準法第44条第1項第四号における上空通路の設置について】

### 2. 審議内容

#### 【第1号議案】

委員：今回は福祉の割り増しは使わなかったんですね。

事務局：はい。前回(の審査会の時)は(バリアフリー法に基づく)延床面積の緩和が出てましたからですね。

委員：第一号議案の構造の「鉄筋コンクリート造・4階建て」というのは？

事務局：4階部分でつなぐという意味で、実際(の上空通路)は1層分しかございません。

委員：鉄筋コンクリート造というのは？もともとの建物が鉄筋コンクリート造だから？この上空通路は鉄骨？

事務局：はい。

事務局：わかりづらいですね。

委員：まぎらわしいですね。建物は4階建てではなく、もっと高いですね。

事務局：建物は7階建てです。

委員：上空通路を表すときの決まったやり方はあるんですかね。4階部分でつなぐ場合は4階建てとするのでしょうか？それと構造もそれ自体の構造ではなく建物の構造？これちょっとよくわかりません。

委員：面積が27.68㎡と書いていますので、上空部分のことだけを言っているの、やっぱり鉄骨造平屋建てでしょうね。4階建てというと4階部分上空通路があると誤解されますよね。

委員：上空通路の部分だけを書いて、分かりにくければかっこで4階部分と書く。

事務局：「建て」ではなく「4階部分」というような表現のほうが。確かに。

事務局：今後につきましては鉄骨造一層4階部分で連結というような表現に、わかりやすい表現に変えさせていただきます。以後注意しますのでよろしくお願いいたします。

委員：資料の14ページの道路部分の上空で道路斜線がございます。新病院のほうで。法第56条第7項の天空率による特例適用で、これはどこの部分がひっかかっているのですか？上空通路の許可なので関係ないと思いますが。どの部分がひっかかって(天空率で)クリアーしているのですか？ぎりぎりクリアーしてる風に見えるんですが。

事務局：病院の建物のほうです。ほんの一部です。

委員：この絵ではちょっと見えづらいんですが。

事務局：少しかかっています。

委員：他にありませんか？

委員：上空通路に関しては前に審議したものと構造とかも変わっていない？

事務局：はい。変わっておりません。

委員：道路にかかる部分は変わっていないですけど、上空通路については変わっていない？

事務局：長さは短くなっています。

委員：他にご意見ないですか？もしなければ今回の議案に対する審査委員の意見を確認させていただきたいですがよろしいでしょうか？それでは第一号議案については、議案のとおり同意するということによろしいでしょうか？

委員一同：はい。

委員：どうもありがとうございました。ご意見もないようですので、第一号議案【建築基準法第44条第1項第四号における上空通路の設置について】については、同意することといたします。

### 3. 法第43条但し書き許可報告について 報告